

資料 66-2

信書便約款の設定及び変更の認可について
(諮問第1195号)



諮詢 第 1195 号
令和 2 年 3 月 6 日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 多賀谷 一照 殿

総務大臣 高市 早苗

諮詢 書

株式会社道新サービスセンター（代表取締役 南出 裕）ほか 2 者から、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 33 条第 1 項の規定に基づき信書便約款の設定の認可の申請が、日本通運株式会社（代表取締役社長 斎藤 充）から同項の規定に基づき信書便約款の変更の認可の申請があった。申請の概要は、別紙 1 のとおりである。

当該申請について審査した結果は、別紙 2 のとおりであり、いずれも同条第 2 項各号に掲げる基準に適合していると認められる。

よって、同条第 1 項の規定に基づく認可をすることとしたい。

上記について、同法第 38 条第 2 号の規定に基づき諮詢する。

信書便約款の設定の認可申請の概要

株式会社道新サービスセンターほか2者からの申請に係る信書便約款には、次の事項が規定されている。

1 役務の名称及び内容

2 引受けの条件

- (1) 信書便物として差し出すことができない物としての差出禁制品
- (2) 大きさ及び重量の制限
- (3) 送達に適するよう包装し、不適当な場合には、申請者が差出人に必要な包装を要求又は差出人の負担により包装すること。
- (4) 宛名は、送り状を外装に貼り付け又は信書便物の表面に記載すること。
- (5) 引受場所は、営業所又はあらかじめ差出人との間で定めた場所であること。
- (6) 引受時の申告・開示請求及びそれを拒否した際の引受拒絶並びに取扱中の開示請求及び開披

3 配達の条件

誤配達の通知受理時に速やかに当該信書便物を引き取り、受取人たるべき者に配達すること。

4 転送及び還付の条件

- (1) 受取人が住所等の変更を届け出ている場合、届出から1年以内に限り速やかに転送（転送範囲は提供区域内）を行うこと。
- (2) 配達ができない場合であって差出人から還付の指図を受けた場合、約款の規定に違反して差し出された信書便物である場合、送達中に差出人から還付の指図を受けた場合又は事故の際の措置として行う場合に還付を行うこと。

5 送達日数

送り状に記載の配達予定日。配達予定日の記載がない場合には、最初の170kmは2日、以後170kmごとに1日追加（離島等の場合は相当の日数を経過した日）した日等

6 料金の収受及び払戻しの方法

- (1) 収受の方法は、引受時、配達時（受取人払い）等とすること。
- (2) 払戻しの方法は、差出人への持参等とすること。

7 送達責任の始期及び終期

始期は、差し出されたとき、終期は、受取人への引渡し（同居人、管理者等への引渡しを含む。）がされたとき等とすること。

8 損害賠償の条件

- (1) 引受けから配達までの間に生じた信書便物の滅失等について損害賠償責任を負担すること（ただし自己又は使用人等の無過失を証明した場合はこの限りでない）。
- (2) 天災等による損害、差し出すことができない物に発生した損害等一定の場合には免責されること。
- (3) 送り状に記載の責任限度額等を上限として損傷の程度等に応じた額を支払うこと。ただし、故意又は重過失により生じた場合には一切の損害を賠償すること。

(4) 損害に関する責任は、受取後1年以内に裁判上の請求をしなければ消滅し、この期間は損害発生後に限り合意により延長することができるとしていること（損傷については、受取後14日以内に通知が必要）。

9 他の信書便事業者と協定等を締結して信書便物を送達する場合、送達上の責任は、自らが負担すること。

信書便約款の変更の認可申請の概要

日本通運株式会社から、信書便約款の変更の認可申請があった。

(注) 網掛部分が今回変更するもの

申請者	日本通運株式会社 (平成 16 年 1 月 28 日許可・1 号、2 号及び 3 号役務)	
1 役務の名称及び内容	1 号及び 3 号役務の名称及び内容の変更	
2 引受けの条件		
(1) 信書便物として差し出すことができない物として差出禁制品	—	
(2) 大きさ及び重量の制限	—	
(3) 送達に適するよう包装し、不適当な場合には、申請者が差出人に必要な包装を要求又は差出人の負担により包装	—	
(4) 宛名は、送り状を外装に張付け又は信書便物の表面に記載	—	
(5) 営業所等	—	
引受けの場所	差出人指定の場所	—
あらかじめ差出人ととの間で定めた場所	—	
(6) 引受時の申告・開示請求及びその拒絶時の引受拒絶、取扱中の開示請求及び開披	1 号及び 2 号役務の引受けを拒絶する場合の追加	
3 配達の条件（誤配達の通知受理時に速やかに当該信書便物を引き取り、受取人たるべき者に配達等）	—	
4 転送及び還付の条件		
(1) 転送は届出から一年以内に限り速やかに転送（転送範囲は提供区域内）等	—	
(2) 還付する場合として、①配達ができない場合で、差出人から	—	

	還付の指図を受けた場合、②約款の規定に違反して差し出された信書便物である場合、③送達中に差出人から還付の指図を受けた場合又は事故の際の措置として行う場合等	
5 送達日数		
【1号・3号役務】 ① 配達予定日の記載がある場合：当該配達予定日 ② 配達予定日の記載がない場合：最初の 170km は 2 日、以後 170km ごとに + 1 日 (離島等の場合は相当 の日数を経過した日)		—
【2号役務】 差出時から 3 時間以内		—
6 料金の收受及び払戻しの方法		
(1) 収受の方法	引受時 配達時（受取人払） 後払 前金払又は概算払 クレジットカード払い	— — — — —
(2) 払戻しの方法 差出人への持参等		—
7 送達責任の始期及び終期		
(1) 始期	差し出されたとき	—
(2) 終期	受取人への引渡 (同居人、管理者等を含む) 郵便受箱等への投函 メール室への配達	— — — —
8 損害賠償の条件		
(1) 引受けから配達までの間に生じた信書便物の滅失等について 損害賠償責任を負担 (ただし自己／使用者)		商法の改正に合わせた 規定内容の変更

の無過失を証明した場合はこの限りでない)	
(2) 天災等による損害、差し出すことができない物に発生した損害等一定の場合には免責	商法の改正に合わせた 規定内容の変更
(3) 責任限度額を上限として損傷の程度等に応じた額を支払い。ただし、故意／重過失により生じた場合には一切の損害を賠償	商法の改正に合わせた 規定内容の変更
(4) 損害に関する責任は、受取後 1 年以内に裁判上の請求をしなければ消滅し、この期間は損害発生後に限り合意により延長可能 (損傷については、受取後 14 日以内に通知が必要)	商法の改正に合わせた 規定内容の変更

事業計画の変更の認可申請の審査結果の概要

事業計画の変更の認可申請のあった1者について審査した結果の概要は以下のとおりであり、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号。以下「法」という。）第34条により読み替えて準用する法第12条第2項に基づく第31条各号に掲げる基準に適合しているものと認められる。

- 1 その事業の計画が信書便物の秘密を保護するため適切なものであること。（法第31条第1号）

項目	審査概要	適否
引受け	引受けの方法が明確に記載されており、信書便管理規程の遵守義務のある者が差出人から直接引き受けこととされていることから、秘密を保護するため適切なものである。	適
配達	配達の方法が明確に記載されており、信書便管理規程の遵守義務のある者が配達し、受取人に直接引き渡しや受取人のメール室へ配達すること等の手段により、配達することが規定されていることから、秘密を保護するため適切なものである。	適
委託	従前と同様であり変更なし。	適

- 2 その事業の遂行上適切な計画を有すること。（法第31条第2号）

項目	審査概要	適否
委託	従前と同様であり変更なし。	適

- 3 その事業を適確に遂行するに足る能力を有すること。（法第31条第3号）

項目	審査概要	適否
行政庁の許可等	従前と同様であり変更なし。	適

信書便約款の設定の認可申請の審査結果の概要

株式会社道新サービスセンターほか2者からの信書便約款の設定の認可申請について審査した結果の概要は、以下のとおりであり、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号。以下「法」という。）第33条第2項各号に掲げる基準に適合していると認められる。

- 1 信書便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項、信書便の役務に関する料金の収受に関する事項その他特定信書便事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。（法第33条第2項第1号）

条件等	審査概要	適否
役務の名称 及び内容	役務の名称及び内容が明確に規定されている。	適
引受け	差し出すことができない物、大きさ・重量の制限、包装の方法、宛名の記載方法及び引受場所が適正かつ明確に規定されており、かつ、引受時の申告及び開示請求の措置が規定されている。	適
配達	誤配達の通知受理時に速やかにその信書便物を引き取り、受取人たるべき者に配達することが規定されている。	適
転送・還付	受取人の住所等の変更の届出から1年以内に限り転送する等の転送（転送範囲は特定信書便役務の提供区域内）の条件及び還付できずに保管した信書便物の交付を請求した場合の還付の条件等が明確に規定されており、かつ、これらの条件に該当する場合は速やかに転送及び還付を行うことが規定されている。	適
送達日数	送り状に記載があれば記載された配達予定日に配達し、記載がなければ送達距離に応じた日数で配達すると規定されており、送達日数が明確に規定されている。	適
料金の收 受・払戻し	引受時、配達時等における料金の収受の方法及び払戻しの方法が明確に規定されており、かつ、利用者の利便に配慮しているものであると認められる。	適
送達責任	送達責任の始期及び終期が明確に規定されている。	適
損害賠償	損害賠償の条件が明確に規定されており、かつ、消費者契約法（平成12年法律第61号）第8条及び第9条に抵触しないものであると認められる。	適
その他	他の信書便事業者と協定等を締結した場合の送達上の責任が明確に規定されている。	適

2 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。(法第33条第2項第2号)

条件等	審査概要	適否
差別的取扱い	特定の者に対し不当な差別的取扱いをする規定はないことから、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないと認められる。	適

信書便約款の変更の認可申請の審査結果の概要

日本通運株式会社からの信書便約款の変更の認可申請について審査した結果の概要は以下のとおりであり、法第 33 条第 2 項各号に掲げる基準に適合していると認められる。

- 1 信書便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項、信書便の役務に関する料金の收受に関する事項その他特定信書便事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。(法第 33 条第 2 項第 1 号)

条件等	審査概要	適否
役務の名称 及び内容	追加された役務の名称及び内容について、明確に規定されている。	適
引受け	差し出すことができない物、大きさ・重量の制限、包装の方法、宛名の記載方法及び引受場所が適正かつ明確に規定されており、かつ、引受時の申告及び開示請求の措置が規定されている。	適
配達	従前と同様であり変更はない。	—
転送・還付	従前と同様であり変更はない。	—
送達日数	従前と同様であり変更はない。	—
料金の收 受・払戻し	従前と同様であり変更はない。	—
送達責任	従前と同様であり変更はない。	—
損害賠償	損害賠償の条件が明確に規定されており、かつ、消費者契約法(平成 12 年法律第 61 号)第 8 条及び第 9 条に抵触しないものであると認められる。	適
その他	従前と同様であり変更はない。	—

- 2 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。(法第 33 条第 2 項第 2 号)

条件等	審査概要	適否
差別的取扱 い	特定の者に対し不当な差別的取扱いをする規定はないことから、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないと認め	適

	られる。	
--	------	--